

□概要

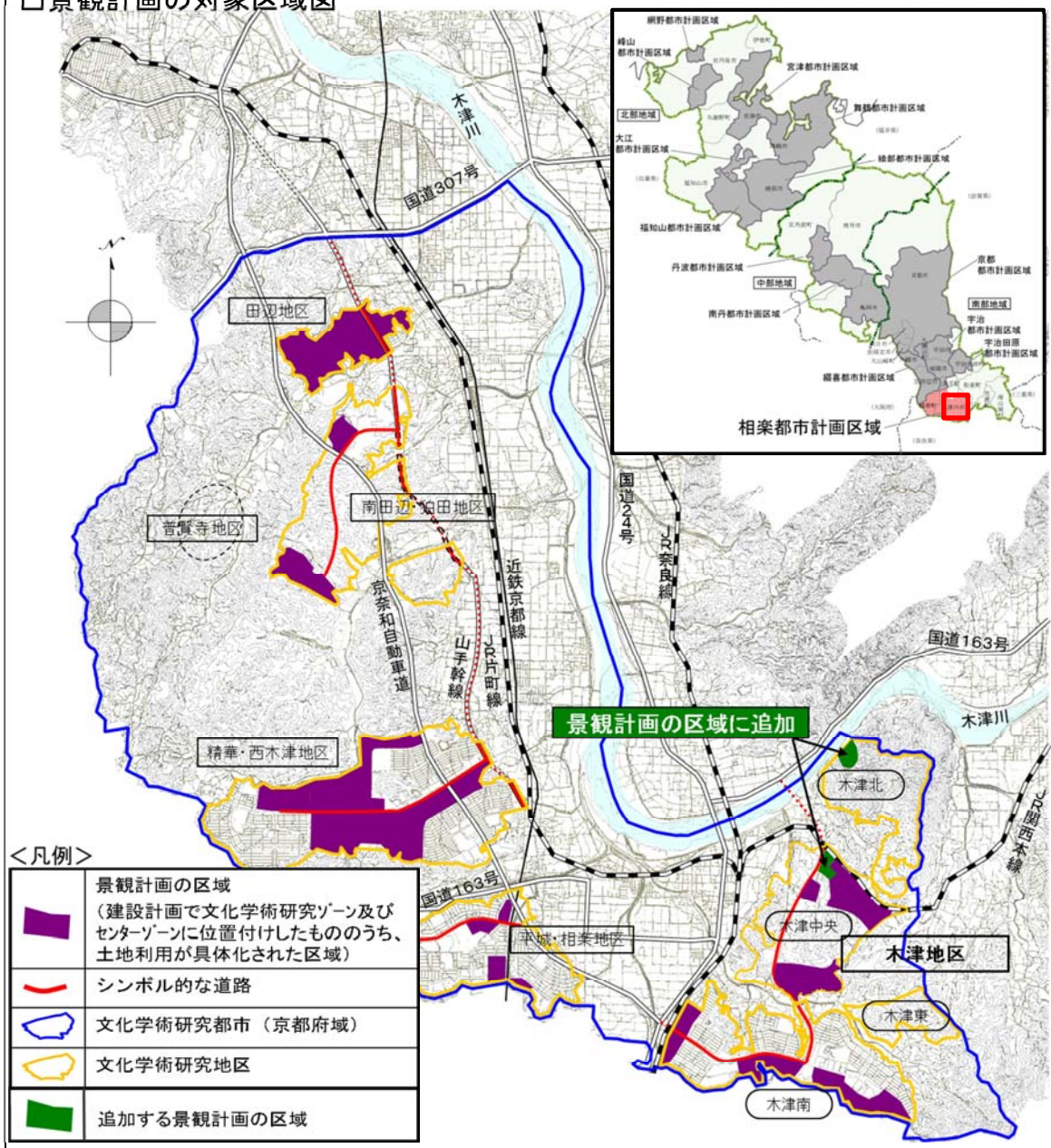
「関西文化学術研究都市（京都府域）における景観の形成に関する計画」の対象区域図に定める「景観計画の区域」に約16.6haを追加する。

□理由

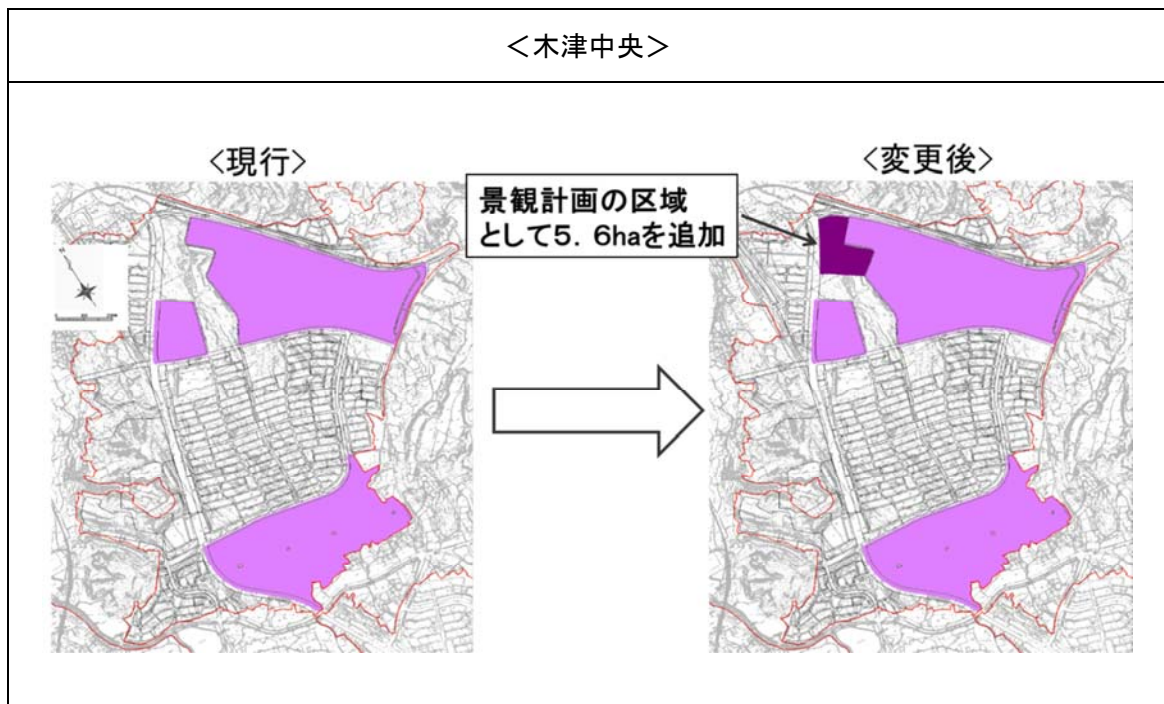
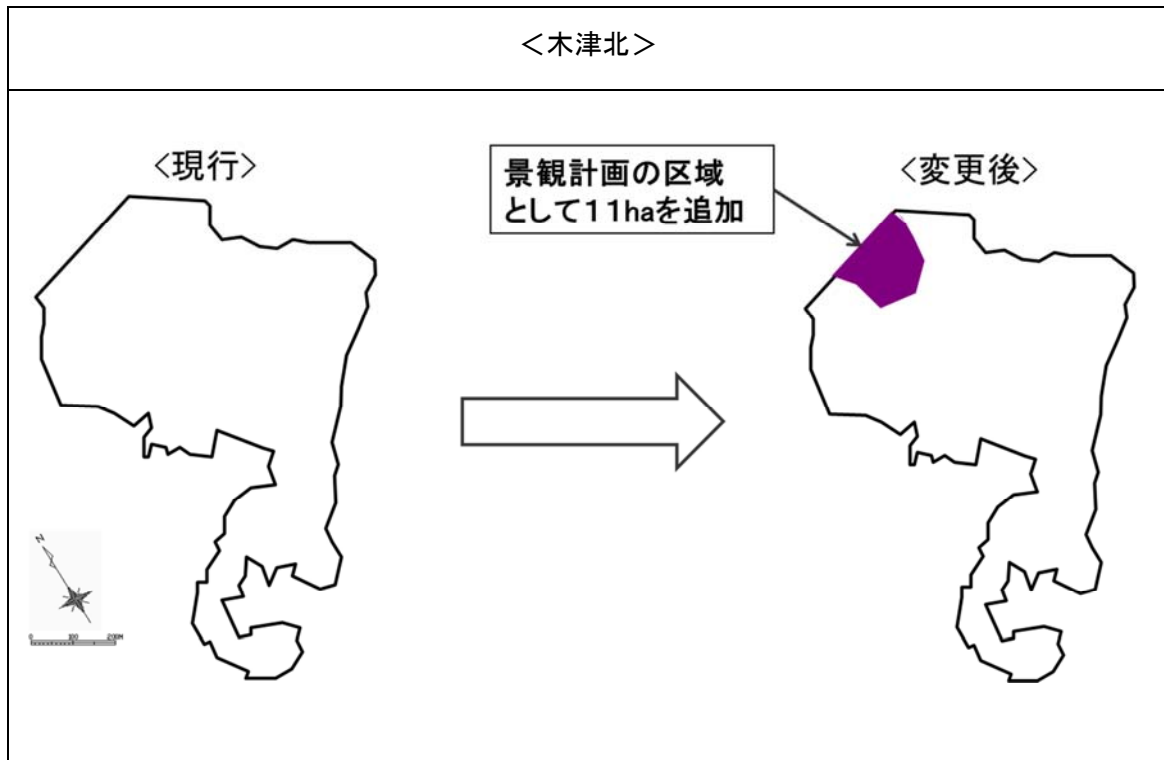
文化学術研究都市（京都府域）では、関西文化学術研究都市建設促進法による建設計画で、文化学術研究ゾーン及びセンターゾーンに位置付けた区域について、景観法による景観計画で、良好な景観形成を図っており、今年5月の建設計画の改正により、木津地区の一部区域を「文化学術研究ゾーン」に位置付けたことを受け、同区域を景観計画の対象区域とするため。

都市計画区域内等に定める景観計画の変更については、都道府県都市計画審議会の意見聴取が義務づけられており（景観法第9条8項）、付議するもの。

□景観計画の対象区域図



「景観計画の区域」に追加する区域



※濃紫は、今回追加する景観計画の区域を示す。

※薄紫は、現行の景観計画の区域を示す。